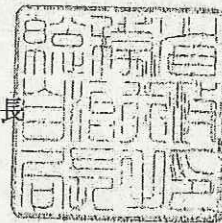




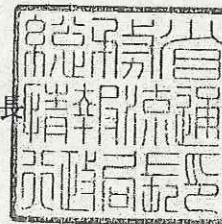
総行政第82号
総情上第66号
平成21年3月11日

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿

総務省自治行政局長



総務省情報流通行政局長



地上デジタル放送への完全移行に関する住民への周知広報等について（協力依頼）

平素より地上デジタル放送の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、今のテレビ放送（アナログ放送）は平成23年（2011年）7月に終了し、デジタル放送に完全移行します。

最も身近な情報入手手段であり、日常生活に必要なものになっているテレビ放送を、2011年7月のアナログ放送終了後も、地域住民の方々が視聴するためには、デジタル化対応が必要になるところであり、これまでも、各地方公共団体におかれては、円滑なデジタル化のための周知広報等にご協力いただいていたところです。

一方、総務省では、デジタル放送への円滑な移行のため、これまで各種施策に取り組んできました。その一環として、昨年10月には地上デジタル放送のきめ細かな受信相談に対応するため、全国11箇所に総務省テレビ受信者支援センター（以下「デジサポ」という。）を開設し、本年2月にはデジサポを全都道府県51箇所に拡充したところで（別紙1）。

また、平成21年度予算案では、別紙2のとおり、従来の「辺地共聴施設の改修等支援」や「デジタル中継局整備の支援」に加えて、「高齢者・障害者への働きかけ、サポート」、「受信機器購入等の支援」、「受信障害対策共聴施設の改修支援」を盛り込み、平成21年度からデジタル放送への完全移行に向けた本格的な総合対策を実施いたします。

地上デジタル放送の完全移行に関する周知広報は、第一義的には国において実施すべきものではありますが、総務省としましては、こうした取組について、引き続き、地域住民に身近な各地方公共団体の皆様のご協力をお願いしたいと考えております。

つきましては、誠に恐縮ですが、下記事項についてご協力をお願いいたします。また、

各都道府県におかれましては、管内市区町村にも、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地上デジタル放送の周知用パンフレットについては、現在総務省から送付していますが、平成21年度からは、各都道府県のデジサポから送付する予定であり、具体的な申込の手順の変更については別途連絡させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 地域に密着した説明会の実施協力

デジサポでは、平成21年度に、主に高齢者・障害者の方々を対象として、地域に密着した説明会を実施する予定です。説明会としては、町内会・自治会単位での実施、福祉施設での実施等、様々なケースが想定されます。しかしながら、デジサポではそれぞれの市区町村の各地域において、どのような場が相応しいかの知見が十分ではなく、また、直接連絡した場合、町内会・自治会や福祉施設の方々にとって聞き慣れない組織であるため信頼性に欠けることは否定できません。したがって、市区町村の方には、どのような場において説明会を行うのが適当であるのかの相談、町内会・自治会等の連絡窓口の紹介等をお願いしたいと考えています。

また、この説明会の開催情報を広く住民の方々に周知するために、自治体広報誌や町内会・自治会等の回覧板への掲載をお願いします。

具体的な説明会の日程・場所・案内方法等は、別途、個別にデジサポから、各地方公共団体に相談・連絡をさせていただきます。

2. 民生委員の協力

各市区町村民生委員児童委員協議会に対しては、昨年11月に依頼文書を発出（別紙3）しているところであり、引き続き、民生委員の方々に地上デジタル放送に関する詐欺被害防止等のための周知にご協力いただけるよう、各地方公共団体におかれましてもご配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

3. 総務省の各種施策の周知広報

過去3回同様の依頼をしておりますが、パンフレットの備付け、広報誌への広報記事の掲載について、あらためてよろしくお願い申し上げます。

特に、建築関係の部局・団体における受信障害対策共聴施設の改修に係る支援策の周知、福祉関係の部局・団体における受信機器購入等に係る支援策の周知をお願いします。

なお、広報記事の掲載例及び周知広報ツールは、それぞれ別紙4及び別紙5のとおりです。

4. 地上デジタル放送に関する情報の円滑な提供について

総務省では、電話相談窓口である「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談

センター」を設置するとともに、各都道府県にデジサポを設置して視聴者からの問合せに対応しているところですが、地上デジタル放送への完全移行まで残り2年4カ月となり、これまで以上に、各地方公共団体に地域住民からさまざまな問合せが寄せられることが想定されます。また、相談内容も、公立学校・病院や公営住宅などの地方公共団体施設のデジタル化改修に関する問合せ、地方公共団体施設による受信障害対策共聴施設のデジタル化改修に関する要望、高齢者・障害者等の方々からの各地域独自の相談、生活保護世帯等からの福祉事務所への問合せ、辺地共聴施設のデジタル化改修支援に関する相談、など多様な相談等が想定されます。

このため、各地方公共団体では、情報通信担当部局の他、福祉、建築、広報等さまざまな部局が関係することになると考えられます。

そこで、総務省では、各地方公共団体に対して、地上デジタル放送に関する情報を前広にかつ速やかに提供させていただきたいと考えておりますので、各地方公共団体におかれましては、関係部局間で円滑な連携を図っていただきたくお願いいたします。

なお、総務省からの情報提供は、原則として電子メールにより実施したいと考えており、別途、各地方総合通信局又は各デジサポから、各地方公共団体内で中心的役割を果たすべき窓口担当を照会させていただきますので、ご協力の程、よろしく願いいたします。

(担当)

情報流通行政局地上放送課 飯倉、竹村、安倍

TEL：03-5253-5791

FAX：03-5253-5794

自治行政局地域政策課 飯山、伊藤、宮田

TEL：03-5253-5523

FAX：03-5253-5587

平成21年1月23日
総務省
社団法人デジタル放送推進協会

「総務省テレビ受信者支援センター」がすべての都道府県に拡充

— テレビ受信者支援センターの愛称は「デジサポ」に決定 —

テレビを視聴している皆様のデジタル化に関する相談や支援等に対応するための拠点である「総務省テレビ受信者支援センター」が、すべての都道府県に拡充・設置され、平成21年2月2日（月）から業務を開始いたします。

また、昨年11月28日から募集していた同センターの愛称が、「デジサポ」に決定しました。

1 支援センターの拠点の拡充

2011年（平成23年）7月24日の地上テレビジョン放送のデジタル放送への完全移行に向けて、テレビを視聴している皆様に円滑にデジタル放送に移行していただくため、デジタル化に関する相談や支援等に対応するための拠点である「総務省テレビ受信者支援センター」は、昨年10月1日に全国11か所に設置され、業務を開始しているところです。

総務省では、このテレビ受信者支援センターをすべての都道府県に拡充・設置すべく手続を進めてまいりましたが、今般、公募手続を経て、その実施団体として社団法人デジタル放送推進協会を決定したところです。

社団法人デジタル放送推進協会では、同決定を受け、同センターの全都道府県への拡充・設置に向けて準備を進め、この度その準備が整い、本年2月2日（月）から業務を開始する運びとなりましたので、お知らせいたします。

今回、業務を開始する総務省テレビ受信者支援センターの概要は、別紙1のとおりです。

なお、今回の拡充・設置等に伴い、既に業務を行っている総務省テレビ受信者支援センター（11か所）については、その名称及び担当地域が別紙2のとおり変更となります。

2 支援センターの愛称の決定

総務省テレビ受信者支援センターの愛称について、昨年11月28日から12月22

日まで募集を行い、本日開催された「地上デジタル放送国民運動推進本部」において、「デジサポ」に決定しましたので、お知らせいたします。

また、この愛称の決定を受けて、次のとおりロゴマークを作成しましたので、併せてお知らせいたします。



今後、総務省テレビ受信者支援センターでは、この愛称及びロゴマークを使用して、テレビを視聴している皆様に円滑にデジタル放送に移行していただくための支援等の業務を行ってまいります。

(参考)

- 1 総務省テレビ受信者支援センターは、総務省の補助事業として社団法人デジタル放送推進協会により実施・運営されています。
- 2 テレビを視聴している皆様からのお問合せについては、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」(地デジコールセンター、電話：0570-07-0101)において一括して受け付けます。

<連絡先>

- ① 拠点の拡充について
総務省情報流通行政局
地上放送課デジタル放送受信者支援室
担当：竹内補佐、竹村係長
電話：03-5253-5792 (直通)
- ② 愛称の決定について
総務省情報流通行政局地上放送課
担当：原田補佐、矢崎係長
電話：03-5253-5791 (直通)

今回業務を開始する「総務省テレビ受信者支援センター」(40か所)の概要

1 今回業務を開始するテレビ受信者支援センター

平成21年2月2日に業務を開始するテレビ受信者支援センター(40か所)は、次のとおりです。

センターの名称 《愛称》	所在地等	担当地域
総務省 北海道北テレビ受信者支援センター 《デジサポ道北》	〒070-0035 旭川市五条通9丁目左1号 電話：0166-25-0810	北海道のうち、空知支庁の一部(深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町及び幌加内町)、上川支庁、留萌支庁、宗谷支庁及び網走支庁の地域
総務省 北海道東テレビ受信者支援センター 《デジサポ道東》	〒085-0015 釧路市北大通6-2-1 電話：0154-31-0444	北海道のうち、十勝支庁、釧路支庁及び根室支庁の地域
総務省 北海道南テレビ受信者支援センター 《デジサポ道南》	〒040-0032 函館市新川町1-2-4 電話：0138-27-6100	北海道のうち、渡島支庁及び檜山支庁の地域
総務省 青森県テレビ受信者支援センター 《デジサポ青森》	〒030-0812 青森市堤町2-1-3 電話：017-722-1831	青森県
総務省 岩手県テレビ受信者支援センター 《デジサポ岩手》	〒020-0062 盛岡市長田町6-7 電話：019-652-6281	岩手県
総務省 秋田県テレビ受信者支援センター 《デジサポ秋田》	〒010-0001 秋田市中通2-4-15 電話：018-836-5911	秋田県
総務省 山形県テレビ受信者支援センター 《デジサポ山形》	〒990-8580 山形市城南町1-1-1 電話：023-645-7261	山形県

センターの名称 《愛称》	所在地等	担当地域
総務省 福島県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ福島》	〒960-8031 福島市栄町10-21 電話：024-522-9800	福島県
総務省 茨城県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ茨城》	〒310-0021 水戸市南町3-4-14 電話：029-231-6808	茨城県
総務省 栃木県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ栃木》	〒320-0815 宇都宮市中河原町3-19 電話：028-632-8134	栃木県
総務省 群馬県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ群馬》	〒371-0844 前橋市古市町1-50-1 電話：027-253-7840	群馬県
総務省 埼玉県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ埼玉》	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和4-5 -5 電話：048-824-5361	埼玉県
総務省 千葉県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ千葉》	〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 電話：043-201-1005	千葉県
総務省 東京都西テレビ受信者支 援センター 《デジサポ東京西》	〒194-0022 町田市森野1-22-14 電話：042-728-0600	東京都のうち、区部及び島部 を除く地域
総務省 神奈川県テレビ受信者支 援センター 《デジサポ神奈川》	〒231-0021 横浜市中区日本大通7番地 電話：045-633-9550	神奈川県
総務省 山梨県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ山梨》	〒400-0024 甲府市北口2-14-14 電話：055-254-1600	山梨県
総務省 新潟県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ新潟》	〒950-0965 新潟市中央区新光町10-3 電話：025-285-6210	新潟県

センターの名称 《愛称》	所在地等	担当地域
総務省 富山県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ富山》	〒930-0805 富山市湊入船町3-30 電話：076-433-1730	富山県
総務省 福井県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ福井》	〒910-0005 福井市大手2-17-1 電話：0776-29-1091	福井県
総務省 岐阜県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ岐阜》	〒500-8833 岐阜市神田町1-1-5 電話：058-266-7025	岐阜県
総務省 静岡県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ静岡》	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-1 電話：054-288-7711	静岡県
総務省 三重県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ三重》	〒514-0036 津市丸之内養正町4-1 電話：059-227-7170	三重県
総務省 滋賀県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ滋賀》	〒520-0056 大津市末広町7-1 電話：077-523-5192	滋賀県
総務省 京都府テレビ受信者支援 センター 《デジサポ京都》	〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下る 梅屋町358番地 電話：075-212-9113	京都府
総務省 兵庫県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ兵庫》	〒650-0004 神戸市中央区中山手通2-1- 8 電話：078-321-1655	兵庫県
総務省 奈良県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ奈良》	〒630-8241 奈良市高天町22-2 電話：0742-27-6224	奈良県
総務省 和歌山県テレビ受信者支 援センター 《デジサポ和歌山》	〒640-8156 和歌山市七番丁17番地 電話：073-426-2656	和歌山県

センターの名称 《愛称》	所在地等	担当地域
総務省 鳥取県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ鳥取》	〒680-0034 鳥取市元魚町2-201 電話：0857-22-0211	鳥取県
総務省 島根県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ島根》	〒690-0826 松江市学園南2-10-14 電話：0852-31-0165	島根県
総務省 岡山県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ岡山》	〒700-0024 岡山市駅元町1-4 電話：086-232-3271	岡山県
総務省 山口県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ山口》	〒753-0814 山口市吉敷下東1-3-1 電話：083-922-7746	山口県
総務省 徳島県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ徳島》	〒770-0841 徳島市八百屋町1-14 電話：088-625-5768	徳島県
総務省 香川県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ香川》	〒760-0020 高松市錦町1-4-37 電話：087-823-7751	香川県
総務省 高知県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ高知》	〒780-0870 高知市本町4-2-52 電話：088-875-7245	高知県
総務省 佐賀県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ佐賀》	〒840-0832 佐賀市堀川町1-14 電話：0952-27-6601	佐賀県
総務省 長崎県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ長崎》	〒850-0057 長崎市大黒町9-22 電話：095-829-4867	長崎県
総務省 大分県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ大分》	〒870-0029 大分市高砂町3-10 電話：097-536-3080	大分県

センターの名称 《愛称》	所在地等	担当地域
総務省 宮崎県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ宮崎》	〒880-0022 宮崎市大橋3-101-1 電話：0985-31-1800	宮崎県
総務省 鹿児島県テレビ受信者支 援センター 《デジサポ鹿児島》	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6 電話：099-255-0255	鹿児島県
総務省 沖縄県テレビ受信者支援 センター 《デジサポ沖縄》	〒900-0005 那覇市字天久762-14 電話：098-861-6400	沖縄県

(お問合せに当たっての留意事項)

テレビ受信者の皆様からのお問合せについては、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」(地デジコールセンター)において一括して受け付けます。

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
(地デジコールセンター)

(電 話) 0570-07-0101

(受付時間) 平日 9時～21時
土日・祝日 9時～18時

※IP電話等、上記番号でつながらない場合は、03-4334-1111で受け付けます。

(地デジコールセンターとテレビ受信者支援センターは、相互に連携・協力の下、地上デジタル放送の普及推進を図ります。)

2 業務の概要 (平成20年度)

今回業務を開始するテレビ受信者支援センターでは、既設のセンター(11か所)と同様に、テレビ受信者の皆様が円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談対応や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。

(1) 受信相談への対応

- ・デジタル化対応に当たっての個別・専門的な相談への対応
- ・受信方法の助言
- ・混信等、原因の特定が困難な相談への訪問を含めた対応

(2) 周知広報、説明会の開催

- 地域の広報紙を利用等した周知広報
- 地域での集会やイベントの場を利用した説明会の開催
- (3) 共聴施設のデジタル化対応の働きかけ
 - 共聴施設の管理者や管理会社等へのデジタル化改修の働きかけ
 - 共聴施設利用者への説明
- (4) 受信状況の調査
 - 混信や難視等の受信状況の調査
 - 調査結果を基に、放送事業者等関係機関への対策検討の要請及び受信相談対応への反映
- (5) その他
 - 総務省の各総合通信局等、放送事業者、地方公共団体その他関係の機関・団体等との連携・協力の下、地上デジタル放送を普及推進

既設の「総務省テレビ受信者支援センター」(11か所)の名称等の変更

テレビ受信者支援センターの拡充設置(40か所)及び業務の開始に伴い、既設のテレビ受信者支援センター(11か所)の名称及び担当地域を次のとおり変更いたします。

なお、各センターが行う業務は、これまでと同様です。

センターの名称		所在地等 (変更なし)	担当地域	
変更前	変更後 《愛称》		変更前	変更後
総務省 北海道地域テレビ受信者支援センター	総務省 北海道中央テレビ受信者支援センター 《デジサポ道央》	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5-1-48 電話：011-271-3720	北海道	北海道のうち、石狩支庁、後志支庁、空知支庁の一部(北海道北テレビ受信者支援センターの担当地域を除く地域)、胆振支庁及び日高支庁の地域
総務省 東北地域テレビ受信者支援センター	総務省 宮城県テレビ受信者支援センター 《デジサポ宮城》	〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町1-5-33 電話：022-237-5301	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	宮城県
総務省 関東地域テレビ受信者支援センター	総務省 東京都中央テレビ受信者支援センター 《デジサポ東京中央》	〒150-0047 渋谷区神山町16-2 電話：03-3468-7955	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県	東京都のうち、区部及び島部の地域
総務省 信越地域テレビ受信者支援センター	総務省 長野県テレビ受信者支援センター 《デジサポ長野》	〒380-0836 長野市南長野南県町680番地 電話：026-235-1911	新潟県、長野県	長野県

センターの名称		所在地等 (変更なし)	担当地域	
変更前	変更後 《愛称》		変更前	変更後
総務省 北陸地域テレビ受信者支援センター	総務省 石川県テレビ受信者支援センター 《デジサポ石川》	〒920-0352 金沢市観音堂町チ1 8番地 電話：076-267-7800	富山県、石川県 及び福井県	石川県
総務省 東海地域テレビ受信者支援センター	総務省 愛知県テレビ受信者支援センター 《デジサポ愛知》	〒461-0005 名古屋市東区東桜1 -13-3 電話：052-954-5930	岐阜県、静岡県、 愛知県及び三重 県	愛知県
総務省 近畿地域テレビ受信者支援センター	総務省 大阪府テレビ受信者支援センター 《デジサポ大阪》	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-20 電話：06-6937-3421	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県及び和歌 山県	大阪府
総務省 中国地域テレビ受信者支援センター	総務省 広島県テレビ受信者支援センター 《デジサポ広島》	〒730-0037 広島市中区中町6- 30 電話：082-249-7447	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県 及び山口県	広島県
総務省 四国地域テレビ受信者支援センター	総務省 愛媛県テレビ受信者支援センター 《デジサポ愛媛》	〒790-0021 松山市真砂町119 番地 電話：089-943-6011	徳島県、香川県、 愛媛県及び高知 県	愛媛県
総務省 九州・沖縄地域テレビ受信者支援センター	総務省 福岡県テレビ受信者支援センター 《デジサポ福岡》	〒810-0005 福岡市中央区清川1 -9-19 電話：092-531-2291	福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、 宮崎県、鹿児島 県及び沖縄県	福岡県
総務省 九州・沖縄地域テレビ受信者支援センター (熊本分室)	総務省 熊本県テレビ受信者支援センター 《デジサポ熊本》	〒860-0806 熊本市花畑町2-1 5 電話：096-325-6255	熊本県	熊本県

(お問合せに当たっての留意事項)

テレビ受信者の皆様からのお問合せについては、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」(地デジコールセンター)において一括して受け付けます。

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
(地デジコールセンター)

(電 話) 0570-07-0101

(受付時間) 平日 9時～21時

土日・祝日 9時～18時

※IP電話等、上記番号でつながらない場合は、03-4334-1111で受け付けます。

(地デジコールセンターとテレビ受信者支援センターは、相互に連携・協力の下、地上デジタル放送の普及推進を図ります。)

(別紙2) 平成21年度 地上デジタル放送関係予算案の概要

1. 技術的・経済的サポート

- **デジタル受信相談体制の充実・強化【拡充 80. 3億円】**
 - ・10月1日に全国11箇所で開催した支援センターを全都道府県レベルに拡充設置(2月に前倒し実施)
 - ・個別専門的な受信相談、受信状況調査(混信等調査1.7万回)、共聴施設への働きかけ実施(11万件)
 - ・コールセンターの運営(支援センターと一体的・効率的運営)
- **高齢者・障害者への働きかけ、サポート【新規 88. 2億円】**
 - ・町内会・自治会を通じたきめ細やかな説明会、福祉施設等への訪問説明
 - ・独居高齢者宅等への戸別訪問
- **受信機器購入等の支援【新規 170. 1億円】**
 - ・NHK受信料全額免除世帯を対象に、チューナー無償給付、アンテナ工事等を実施(3年最大260万世帯)

2. 送受信環境の整備

- **辺地共聴施設の改修等支援【拡充 52. 1億円】**
 - ・デジタル化により新たに難視聴になる地域における共聴施設の新設に限り、補助率を拡充(1/2→2/3)
- **都市受信障害施設の改修支援【新規 53. 9億円】**
 - ・受信者等の要望に基づき受信障害調査を実施、デジタル化改修を行う場合に国が費用の1/2を上限に補助
- **暫定的な衛星利用による難視聴対策【新規 7. 8億円】**
 - ・デジタル難視聴地域に対して、東京の番組を衛星により再送信するために必要な経費を補助(送信側(衛星運用経費等)2/3、受信側(パラボラアンテナ等の給付等)10/10)
- **デジタル中継局の整備の支援【継続 16. 9億円】 等**

3. その他

- **完全デジタル化のリハーサル【新規 0. 4億円】 等**
 - ・一部地域においてアナログ放送を先行して終了し、デジタル放送への移行に係る諸課題を検討

総情上第188号
平成20年11月10日

各市区町村民生委員児童委員協議会 御中

総務省情報流通行政局

地上デジタル放送に関する詐欺被害防止等のための周知への協力について（依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、テレビ放送については、平成23年7月までに現在の地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送のみが放送されることとなり、それ以降、引き続きテレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビや外付けのデジタルチューナー等を用意する、UHFアンテナを設置するなどの対応が必要になります。

テレビ放送は、高齢者等の方々にとって日常生活に不可欠な情報を入手する手段ですが、このテレビ放送のデジタル化に関してあまりご存知でない方もいらっしゃるから、地上デジタル放送への対応を口実とした詐欺や悪質商法の事例が発生しているところです。

そこで、こうした詐欺・悪質商法による被害防止のため、住民の方々の身近な存在として日頃から地域で活動していらっしゃる民生委員・児童委員の皆様方に、日常の活動の中での下記の注意喚起等のご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

地上デジタル放送に関する詐欺・悪質商法対策については、総務省をはじめ関係機関においても一層の周知活動、相談連絡体制の整備に取り組んでいるところです。地上デジタル放送について正しく知っていただき、詐欺や悪質商法の被害を未然に防ぐという趣旨をご賢察の上、ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

また、地上デジタル放送に関する資料を同封させていただきますので、地域住民の方々にご説明される際に、特に『地デジであなたをだます詐欺にご注意』の部分をお示しいただくなどご活用いただきたく存じます。

なお、本件に関する活動を行っていく中で、何かお気づきの点等がありましたら、下記担当までお知らせいただければ幸いです。

敬具

記

- 1 テレビの地上デジタル放送対応やアンテナ交換などを口実とした詐欺や悪質商法が発生しているので、注意喚起をしていただくこと（別添資料の具体的事例をご参照ください）。

（参考）別添資料中に「地デジ」という記載がありますが、この「地デジ」は「地上デジタル放送」の略称です。

- 2 地上デジタル放送への対応で、分からない場合や困ったことがある場合には、総務省コールセンター（0570-07-0101）に電話をすれば相談できることを伝えていただくこと。

（参考）NHKではアナログ放送のテレビ画面右上に『アナログ』というマークを表示していますので、『アナログ』というマークが表示されているご家庭では、デジタル放送を視聴するための対応が必要になります。

（担当）

総務省情報流通行政局地上放送課

三田、原田、谷口

Tel: 03-5253-5791 Fax: 03-5253-5794

(別紙4)

広報誌原稿案① (一般的なバージョン)

テレビについての大切なお知らせです

2011年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

地上デジタル放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える、②地上デジタルチューナーを買い足す、③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する、といった方法があります。①②については、UHFアンテナが新たに必要となる場合があります。

詳しくは、(社)デジタル放送推進協会のホームページをご覧ください。か、総務省地デジコールセンターまでお問い合わせ願います。

- ・(社)デジタル放送推進協会 <http://www.dpa.or.jp/>
- ・総務省地デジコールセンター

電話番号 0570-07-0101 (ナビダイヤル)

IP電話等、上記番号でつながらない場合は、03-4334-1111

平日午前9時～午後9時、土日祝日午前9時～午後6時

広報誌原稿案② (特に、建築関係の部局・団体向けのバージョン)

テレビについての大切なお知らせです

2011年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

地上デジタル放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える、②地上デジタルチューナーを買い足す、③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する、といった方法があります。①②については、UHFアンテナが新たに必要となる場合があります。

また、マンションなどの集合住宅にお住まいの場合や受信障害対策共聴施設でテレビをご覧になっている場合は、デジタル放送に対応するために施設の改修が必要となる場合があります。

なお、デジタル放送では受信障害が大幅に解消されるため、現在、受信障害対策共聴施設でテレビをご覧になっている世帯であっても、アンテナ設置等によって直接テレビを視聴できることがあります。デジタル放送でも受信障害が継続する場合には、国が平成21年度より改修費用の一部について補助を行う予定です。

詳しくは、(社)デジタル放送推進協会のホームページをご覧ください。か、総務省

地デジコールセンターまでお問い合わせ願います。

・(社) デジタル放送推進協会 <http://www.dpa.or.jp/>

・総務省地デジコールセンター

電話番号 0570-07-0101 (ナビダイヤル)

I P 電話等、上記番号でつながらない場合は、03-4334-1111

平日午前9時～午後9時、土日祝日午前9時～午後6時

広報誌原稿案③ (特に、福祉関係の部局・団体向けのバージョン)

テレビについての大切なお知らせです

2011年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

地上デジタル放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える、②地上デジタルチューナーを買い足す、③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する、といった方法があります。①②については、UHFアンテナが新たに必要となる場合があります。

詳しくは、(社) デジタル放送推進協会のホームページをご覧ください。か、総務省地デジコールセンターまでお問い合わせ願います。

また、総務省では、平成21年度、NHKの放送受信料が免除となっている世帯、具体的には、公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者の世帯、社会福祉施設入所者を対象として、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限度の機器(簡易チューナーなど)の無償給付等を行う予定です。なお、この支援にはNHKとの受信契約が必要となります。現在、制度整備や具体的な実施方法の検討を行っており、準備が整い次第、あらためてお知らせいたします。

・(社) デジタル放送推進協会 <http://www.dpa.or.jp/>

・総務省地デジコールセンター

電話番号 0570-07-0101 (ナビダイヤル)

I P 電話等、上記番号でつながらない場合は、03-4334-1111

平日午前9時～午後9時、土日祝日午前9時～午後6時

地上デジタルテレビ放送への全面移行に関する周知広報ツール




《申込先》 総務省 情報流通行政局 地上放送課
E-MAIL : chi_jouka-kouhou@soumu.go.jp
TEL : 03-5253-5791

※年度内は、3月30日まで受付いたします。

ただし、到着日のご指定には対応できない場合がありますので、ご承知をお願いします。

※平成21年4月以降、申込手順を変更いたします。具体的手順は、別途ご連絡いたします。

1. パンフレット、チラシ、ポスター

<p>地上デジタルテレビ早わかりガイド</p>  <p>《早わかりガイド》 Vol.4 在庫あり</p> <p>《早わかりガイド》 Vol.4 の 外国語版 翻訳中 (英語、中国語、韓国語、 ポルトガル語) ※冊子：6月発行予定 ※総務省HP：3月中旬 旬掲載予定</p> <p>※Vol.3 の 外国語版 (英語、中国語、韓国語) は、即時送付可能。</p>	<p>早わかりガイド別冊 停波解説書</p>  <p>在庫あり</p>
<p>草薨チラシ、草薨ポスター</p>  <p>在庫あり</p>	<p>アンテナ確認チラシ</p>  <p>在庫あり</p>
<p>バリアフリー版パンフレット</p>  <p>在庫あり</p>	<p>バリアフリー版チラシ (1枚)</p>  <p>在庫あり</p>

地デジQ&A

20年12月改訂

※PDFファイルのご提供となります。(冊子は作成していません。)

※PDFファイルは、総務省HPに掲載しております。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/pamphlet/index.html

地デジ関係機関 連絡先一覧

19年3月発行

※21年度改訂予定(改訂版は、PDFファイルのご提供となります。冊子は作成いたしません。)

※連絡先は、総務省HPにも掲載しております。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/what_snew/digital-broad/cflink.html

2. 広報素材

<A4サイズ版①>



地デジを見るには どうしたらいいの？



地デジへ移行するには以下の選択があります。

- ① デジタルテレビに買い替える
- ② デジタルチューナーを用意する
- ③ ケーブルテレビで視聴する(有料)

①、②の場合、UHFアンテナが必要になります。ブースター・分配器の取り付けや屋内配線の改修が必要な場合もございます。

地デジのわからないこと ご説明いたします。

自治会やサークル、老人クラブ、マンション管理組合の皆さまのご要望に応じて説明会を実施いたします。

地デジコールセンターで受信相談を受け付けた後、関係団体のご協力の上、支援を必要としている受信者の方々、共同受信施設へ直接伺い、デジタル移行の意義や方法をわかりやすく、ご説明いたします。

まずはお電話で
お気軽にどうぞ

総務省 地デジコールセンター

0570-07-0101

受付時間 平日：午前9時～午後9時/土日、祝日：午前9時～午後6時

ナビダイヤルがつかない場合は、
03-4324-1111 でお問い合わせください。

総務省 テレビ受信者支援センター(愛称：デジサポ)

総務省では、地上デジタル放送の開始・広域や多岐用途の受信相談を行うため、平成20年10月1日に「テレビ受信者支援センター」を設け、平成21年2月2日より、すべてが順次新制に改正、61カ所を設置いたしました。

< A 4 サイズ版② >

今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに行われ、デジタル放送に移行します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

テレビについての大切なお知らせです。

テレビのデジタル化が進んでいます。ご準備はお済みですか？

テレビのデジタル化が進んでいます。ご準備はお済みですか？

- なぜテレビ放送をデジタル化するの？
地上波のデジタル放送は、より鮮明な映像・音質を実現し、データ放送・字幕放送・多重音声放送・マルチチャンネル放送・ハイビジョン放送など、さまざまな機能を実現し、視聴者の利便性を高めることができます。
- デジタル化でテレビは変わります。
ハイビジョン放送と音質の向上が実現します。データ放送や字幕放送などの機能がより活用されます。字幕放送の文字や音質の向上が実現します。ハイビジョン放送の映像がより鮮明になります。マルチチャンネル放送が実現します。ハイビジョン放送の映像がより鮮明になります。
- デジタル化のスケジュールは？
2008年11月に地上波デジタル放送開始。地上波デジタル放送移行の準備が完了。その後、放送局がデジタル放送を開始。地上波デジタル放送移行の準備が完了。その後、放送局がデジタル放送を開始。

総務省 ☎0570-07-0101 <http://www.dpa.or.jp/>

専門商法にご注意ください。

今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに行われ、デジタル放送に移行します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

地デジを見るにはどうするの？

- UHFアンテナで受信する
地上波デジタル放送を受信するためには、UHFアンテナが必要です。
- ケーブルテレビを利用する(有料)
ケーブルテレビを利用すれば、地上波デジタル放送を受信できます。

総務省 ☎0570-07-0101 <http://www.dpa.or.jp/>

専門商法にご注意ください。

今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに行われ、デジタル放送に移行します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

マンションなどの集合住宅にお住まいのみみなさんへ

地デジ受信の準備はお済みですか？

マンションなどの集合住宅での地デジ受信は、ビル単位での共同受信が一般的です。共同受信設備やアンテナの交換、ブースターの取り付け、配線の整備などが必要なものがあり、建物内の共有部分には管理組合が対応の上、お住りにご準備ください。

- ビル共同受信の場合
ビル共同受信アンテナの設置は、ビル管理組合の責任で行われます。お住りにアンテナの取り付けは不要です。お住りにアンテナの取り付けは不要です。お住りにアンテナの取り付けは不要です。
- なお、アンテナの代わりにケーブルテレビを利用することもできます(有料)
ケーブルテレビを利用すれば、地上波デジタル放送を受信できます。ケーブルテレビを利用すれば、地上波デジタル放送を受信できます。

総務省 ☎0570-07-0101 <http://www.dpa.or.jp/>

専門商法にご注意ください。

今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに行われ、デジタル放送に移行します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

地デジを見るにはUHFアンテナが必要です。

なお、アンテナの代わりにケーブルテレビを利用することもできます(有料)

アンテナにはVHFアンテナ、UHFアンテナがあります。あなたのお住りのアンテナをお使いですか？

地デジを見るには、UHFアンテナが必要です。

- 個別にアンテナをたてる場合
個別にアンテナをたてる場合は、お住りにUHFアンテナの取り付けが必要です。
- なお、ケーブルテレビを利用することもできます(有料)
ケーブルテレビを利用すれば、地上波デジタル放送を受信できます。

総務省 ☎0570-07-0101 <http://www.dpa.or.jp/>

専門商法にご注意ください。

<新聞 全5段サイズ>

今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに終了し、デジタル放送に移行します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

テレビについての大切なお知らせです。

テレビのデジタル化が進んでいます。ご準備はお済みですか？

●なぜテレビ放送をデジタル化するの？
テレビ放送のデジタル化の大きなメリットの一つは受信の信頼性の向上です。放送のやり取りがデジタル化されることで、受信機に届くまで途切れず、画質も向上します。また、デジタル化により、放送のやり取りがデジタル化されることで、受信機に届くまで途切れず、画質も向上します。

●デジタル化のスケジュールは？
2011年7月24日(土)からアナログ放送とデジタル放送の両方での放送が行われます。アナログ放送は2011年7月24日(土)に終了し、デジタル放送に切り替わります。

●デジタル化でテレビは変わります。

デジタル放送はアナログ放送と異なり、画質が向上し、音声も高音質になります。また、デジタル放送では、放送のやり取りがデジタル化されることで、受信機に届くまで途切れず、画質も向上します。

総務省 おたすくわくさい地デジのこと ☎:0570-07-0101 **D**pp お調べくださいデジタル放送のこと <http://www.dpa.or.jp/>
 専門的なお問い合わせは ☎:01-4334-1111

今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに終了し、デジタル放送に移行します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

地デジを見るにはどうするの？

UHFアンテナで受信する

デジタルテレビに替える
アナログテレビを使い続ける

デジタルチューナー内蔵型テレビにする

ケーブルテレビを利用する(有料)

ケーブルテレビを利用する

デジタルチューナー内蔵型テレビにする

総務省 おたすくわくさい地デジのこと ☎:0570-07-0101 **D**pp お調べくださいデジタル放送のこと <http://www.dpa.or.jp/>
 専門的なお問い合わせは ☎:01-4334-1111

今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに終了し、デジタル放送に移行します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

地デジを見るにはUHFアンテナが必要です。

なお、アンテナの代わりにケーブルテレビを利用することもできます。(有料)

アンテナにはVHFアンテナ、UHFアンテナがあります。あなたの所在地は、どちらのアンテナをお使いですか？
 地デジを見るには、UHFアンテナが必要です。

●個別にアンテナをたてる場合

UHFアンテナ

テレビはどうすればいい？

デジタルテレビに替える
アナログテレビを使い続ける

●なお、ケーブルテレビを利用することもできます。(有料)

ケーブルテレビを利用する

デジタルチューナー内蔵型テレビにする

総務省 おたすくわくさい地デジのこと ☎:0570-07-0101 **D**pp お調べくださいデジタル放送のこと <http://www.dpa.or.jp/>
 専門的なお問い合わせは ☎:01-4334-1111

今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに終了し、デジタル放送に移行します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

マンションなどの集合住宅にお住まいのみみなさんへ

地デジ受信の準備はお済みですか？

マンションなどの集合住宅での地デジ受信は、ビル単位での共同受信が一般的です。共用受信設備のデジタル化が完了しているかどうかを確認してください。

●ビル共同受信の場合

共用のUHFアンテナの受信設備が完了しているかどうかを確認してください。

●なお、アンテナの代わりにケーブルテレビを利用することもできます。(有料)

ケーブルテレビを利用する

デジタルチューナー内蔵型テレビにする

総務省 おたすくわくさい地デジのこと ☎:0570-07-0101 **D**pp お調べくださいデジタル放送のこと <http://www.dpa.or.jp/>
 専門的なお問い合わせは ☎:01-4334-1111